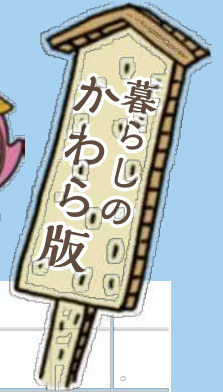


令和3年9月号

# オツと通信



## 訪問買取事業者の強引な貴金属買取にご注意!



\*不用品を買い取るとの電話がかかってきたので、いらない洋服を買い取ってもらおうと来てもらったところ強引に貴金属を買い取られたとの相談が寄せられています。ご注意ください!

### ひとこと助言

- 電話で買い取りを同意した品物以外を買い取ることは禁止されています。
- 貴金属はないかと強く迫られることがありますが、買い取ってもらおうつもりがない場合はキッパリと断りましょう。
- 「訪問買取」は8日以内であればクーリング・オフできます。期間内であれば、売却した品物を業者に渡さず手元に置いておくことができます。迷ったときは渡さず、買い取り金額や条件をじっくり検討しましょう。

不安や疑問を感じた場合は、

**消費生活センター(5604-7055)にご相談ください。**